

嬉野市生活支援体制整備事業
(第2層 塩田地区) 業務
仕様書

嬉野市
市民福祉部
福祉課

令和6年12月

1 業務名称

嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 塩田地区）業務

2 業務の目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

なお、本市の圏域は、第1層嬉野市全圏域、第2層日常生活圏域（嬉野地区、塩田地区、吉田地区の3圏域）であり、本仕様書の対象は第2層塩田地区とする。

3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4 準拠法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書のほか介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令等、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン及び地域支援事業実施要綱（厚生労働省）に準拠するものとする。

5 業務の内容

(1) 第2層塩田地区を対象に、本業務の推進役として、下記の業務を担当する生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を1名配置する。

- i) 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務
 - (ア) 塩田地区における生活支援・介護予防サービスの状況把握及び創出
 - (イ) 塩田地区における地域の支援ニーズの把握
 - (ウ) 塩田地区における地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチング
 - (エ) 地縁団体や地域のキーパーソンなど関係者間のネットワーク構築
 - (オ) 第1層生活支援コーディネーター及び市内ほかの圏域の第2層生活支援コーディネーターとの情報共有、連携及び支援

- ii) サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務
 - (ア) ボランティア等の掘り起こし及び支援
 - (イ) ボランティア団体との連携・協働

(2) 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場として、2層協議体を

設置し、その運営を行う。

6 コーディネーターについて

- (1) 市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者とする。
- (2) 所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズに応えるよう公平・中立な立場で活動を行う。
- (3) 選任された時点で国や県が実施する研修を受講していない場合は、速やかに当該研修を受講し、コーディネーターの資質の向上に努める。
- (4) 他業務と兼務する場合、コーディネーター業務に支障が生じないようコーディネーター及び受託者は業務量の調整を適正に行う。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後速やかに業務計画書を提出して市の承認を受けるとともに、受託期間中においては適正な進捗管理を行い、市から進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告すること。なお、当該計画書の内容は市と受託者の協議により変更することができるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の遂行について業務遂行責任者を定め、市に通知すること。なお、業務遂行責任者を変更した場合も同様とする。
- (4) 受託者は、毎年度終了後、速やかに業務の成果を記載した実績報告書を市に提出しなければならない。
- (5) 市から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び嬉野市個人情報保護法施行条例(令和 4 年 12 月 16 日 嬉野市条例 16 号)を遵守するほか、個人情報保護に関する対策を施した上で、業務を遂行すること。また、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。
- (7) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保存すること。

8 その他

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、原則として市の指示に従うものとし、必要に応じて市及び受託者双方の協議により処理するものとする。
また、業務中の不具合や事故が発生した際は、速やかに市に連絡する。